2022(令和4)年度下期　設立法人（2023.2.現在）

NPO法人 Coffee aid 2021

設立認証：2022年12月1日

【目的】この法人は、事件・事故等の被害者及びその遺族が受ける2次被害、3次被害を減らすことで、親しい人を亡くし精神的に落ち込んでいる者の人権を擁護し、健康で心休まる基本的な生きる権利を保障する。また、コーヒー関連事業への起業等を目指す者に対して、心理面での支援、起業に対するアドバイス、技術支援及びコーヒー技術の向上につながる機会の提供を推進することが、コーヒー文化の発展につながり、コーヒーにより癒される空間が形成され、ひいては住みよい街づくりに寄与する。さらには、被害者支援を行う各種団体との連携を図りながら、命の大切さを説く講演活動を行うことで、事件事故が減少し、安全に生活できる環境づくりに寄与することを目的とする。

【代表者】深迫 祥子理事長　　【事務所所在地】熊本市北区

特定非営利活動法人 Pour vous

設立認証：2022年12月1日

【目的】この法人は、広く一般市民に対して、偽造品及び不正商品等の排除を目的とした調査及び監視活動に関する事業、インターネット市場における偽造品及び不正商品等の出品者に対する停止措置等の対策に関する事業、知的財産権保護を目的とした消費者への啓発活動に関する事業を行い、知的財産の保護を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。

【代表者】甲斐 誉雄理事長　　【事務所所在地】熊本市南区

NPO法人 寺子屋カフェくまもと

設立認証：2022年12月12日

【目的】この法人は、核家族化や地域のつながりが希薄化し、子どもの貧困・子育て力の低下が蔓延している現代、ひとり親家庭やDV被害等により居場所のなくなった親子、並びに様々な理由による生活困窮者等に対して、安心した生活を送り健全な心と体を育てることが出来るように伴走型支援を行い、もって社会全体の公益に寄与することを目的とする。

【代表者】佐藤 篤子理事長　　【事務所所在地】熊本市東区

特定非営利活動法人 笑顔の森

設立認証：2022年12月20日

【目的】この法人は、生活に困窮する家庭の子どもに対して、食事の提供を行い、子どもたちの豊かで充実した生活づくりに寄与することを目的とする。

【代表者】村上 潤一郎理事長　　【事務所所在地】熊本市北区

特定非営利活動法人 nichi nichi

設立認証：2023年2月3日

【目的】この法人は、在宅で療養している重い病気や障がいのある子どもと家族、また、子どもを亡くした家族を中心に、専門職の協力のもと、感染のリクを軽減しながら社会参加の機会を提供するコミュニティとそれに伴う拠点を中心とした居場所づくり、そこからつながるコミュニティづくりの拡がりと体制作りを行い、将来的には、通常の避難所に避難できない在宅療養中の易感染難病者の緊急受け入れ先としても役割を果たせるような拠点となることを目的とする。

【代表者】毛利 和子理事長　　【事務所所在地】熊本市南区

NPO法人 こどもあい

設立認証：2023年2月3日

【目的】この法人は、両親が別居や離婚をしている子どもに対して、一方の親に親権や育児が不当に偏ることによる不利益の解消、両親の育児参加、共同親権や共同養育の推進活動を行う。また、児童の権利に関する条約に基づき、子どもアドボケイト（子どもの意見表明の支援員）を活用して、子どもの意思が尊重された社会の実現を目指し、子どもの権利擁護に寄与することを目的とする。

【代表者　松本 小百合理事長　　【事務所所在地】熊本市東区

NPO法人 One for all All for one

設立認証：2023年2月27日

【目的】この法人は、保護を要する子ども、犯歴を有する者、障がい者、ホームレス等の社会的弱者（以下、「社会的弱者」と称す。）に対して線引きを行わず、一時的に宿泊できる場所や食事の提供、各種自立支援、ならびに生活相談の開催等を通じて、社会的弱者の保護を行うことを目的とする。また、地域との交流の場となるイベントや講座の開催等を通じて、社会的弱者に対して社会参加のサポートを行うことを目的とする。

【代表者】深川 優平理事長　　【事務所所在地】熊本市東区

熊本市所管の法人数（2023年2月現在）　認証法人：299法人　内 認定法人：6法人

NPO法人設立相談窓口 開設中（１団体につき１時間程度）　事前予約制　毎月第2金曜日 10:00～12:00　毎月第4金曜日 14:00～16:00

あいぽーと NPO法人情報誌

ぱってん

Vol.7 2023 4月

発行：熊本市市民活動支援センター・**あいぽーと**　〒862-0971 熊本市中央区大江5丁目1番1号 ウェルパルくまもと1F
TEL 096-366-0168　FAX 096-366-8830　E-Mail aiport_kumamoto_city@joy.ocn.ne.jp
URL https://www.kumamoto-aiport.com/　FB https://www.facebook.com/profile.php?id=100028044380759

INDEX

- 2023(令和5)年度NPO法人関連事業予定
- 【特集】オンラインを使った会議のＰＯＩＮＴ
- 【あいぽーとNEWS】特別研修「NPOの役員に期待される役割と責任」を開催しました!!
- NPO法人向け　無料専門相談会（2023年度）のご案内
- 2022(令和4)年度下期　設立法人

2023(令和5)年度　あいぽーと NPO法人関連事業予定

2023年3月現在、開催日程の調整中です。詳細は、後日お届けするチラシや情報誌、あいぽーとHPでご確認ください。

特集 オンラインを使った会議のＰＯＩＮＴ

長引くコロナ禍において、総会や理事会をオンラインで開催したところも多いのではないでしょうか。
また、オンラインによる会議が常態化しているところもあると思います。
今回は、会議をオンラインで行う際の注意点などについて、再度確認してみましょう。

ＮＰＯ法には、インターネットを介して総会に出席することについての規定はありません。
内閣府の見解によると、発言したいときは自由に発言できるようなマイクが準備され、その発言を他者や他の会場にも即時に伝えることができるような情報伝達の双方向性、即時性のある設備・環境が整っていることで、実際上の会議と同等の環境が整備されるのであれば、社員総会を開催したものと認められます。

運営方法やトラブル発生時の対応など、事前に法人内で協議・合意形成を

① 会場の通信設備（Ｗｉ－Ｆｉの有無、接続良好かどうか）
② 何のシステムを使用するか（Ｚｏｏｍ、Ｓｋｙｐｅ　など）
③ 採決の方法はどうするのか（挙手ボタン、拍手ボタン、画面上での挙手など）
④ 出席者によるチャット機能の使用可否など
⑤ 当日の受付体制（オンラインの参加者が多いほど、複数人体制が必要かも）
⑥ 通信障害などで、オンライン出席者が画面から消えて帰ってこない場合の対応（欠席扱い？）
⑦ 通信障害が発生した時のために、オンライン出席者には、「委任状」も提出してもらうというところも。

事前に必ず通信テストを行いましょう

① 時間的な余裕をもって、事前に、実際に使用するシステムを接続し、接続確認と使用方法の確認を行う。
② パソコンやマイクの配置も確認する。

議案審議前に、会議ルールの確認と練習を

① 出欠確認後、会議のルールを説明する。
② ルールに従った採決の練習を行い、議案の賛否をカウントする体制を整える。

全員がオンライン出席の場合の留意点

総会の場合は正会員全員が、理事会の場合は理事全員が平等な議決権を有しています。誰も集まらず、オンラインのみで会議を行う場合、参加したくてもオンラインだと参加できないという、不利益が生じてはいけません。
出席の有無に関わらず、対象者全員がオンライン会議に参加できる環境にあることが必要です。

オンラインによる会議を定款に規定する際の例

現状では認められているとはいえ、定款にオンライン会議についての規定を加えるところも増えています。
例として参考にしてください。（「総会」のみ記載。理事会にも規定可能です）

	現行（内閣府定款例より）	変更例
（表決権等） 第28条	各正会員の表決権は、平等なるものとする。 ２　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。 ３　前項の規定により表決した正会員は、第２６条、第２７条第２項、第２９条第１項第２号及び第４９条の適用については、総会に出席したものとみなす。 ４　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。	各正会員の表決権は、平等なるものとする。 ２　正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）によって、総会に参加し、表決することができる。 ３　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。 ４　前項の規定により表決した正会員は、第２６条、第２７条第２項、第２９条第１項第２号及び第４９条の適用については、総会に出席したものとみなす。 ５　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。
（議事録） 第29条	総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 （１）日時及び場所 （２）正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。） 以下省略	総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 （１）日時及び場所 （２）正会員総数及び出席者数（書面若しくはオンライン会議システムによる表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。） 以下省略

【あいぽーとNEWS】特別研修「NPOの役員に期待される役割と責任」を開催しました!!

２０２２年９月２６日と２７日の２日間にわたり、ＮＰＯ法人をはじめとした民間非営利組織の役員の方を対象としたセミナー、「ＮＰＯの役員に期待される役割と責任 ～ 理事会運営とガバナンスのポイント」を、市民活動支援センター・あいぽーと　イベントコーナーにて開催しました。

ＮＰＯ組織基盤強化コンサルタントで、ｏｆｆｉｃｅ　ｍｕｓｕｂｉｍｅの代表である、河合将生（かわいまさお）氏を特別講師に迎え、ＮＰＯ法人、市民団体など、非営利組織として日頃活動している団体の役員の方々を中心に、３０名の定員ほぼいっぱいとなる参加となりました。

市民による自由な社会貢献活動を行う組織であるＮＰＯは、受益対象者や協力者・支援者から、事業活動の内容や成果はもちろん、組織の継続性とその資質が求められています。また、組織の自主性・自立性のもとに運営を行っていく中、一定のガバナンスは絶対不可欠なものです。

セミナーでは、団体の中の業務執行機関である理事、その監査役である監事に求められる役割と責任とは何か、団体の意思決定や合意形成を行う理事会におけるガバナンスのポイントとは何か、などについての説明のあと、ケーススタディを通してのグループワークなども行われ、内容の濃い、とても有意義な２日間の研修となりました。

ＮＰＯ組織基盤強化や伴走支援といった豊富な経験や知識をもとに、明確でわかりやすく丁寧な講師の説明は、自団体の状況と比較しながら熱心に耳を傾けていた参加者に多くの気付きを与え、改めて真摯に考える機会となり、多くの参加者から「とても学びになった。」との声をいただくことができました。

NPO法人向け　無料専門相談会（2023年度）のご案内

あいぽーとでは、専門家によるNPO法人向けの無料相談会を、定期的に実施しています。
初歩的なことから困難な悩みまで専門家が適切なアドバイス！　是非ご活用ください。【要予約：1週間前まで】
＊なお、新型コロナウイルス感染症対策により中止となる場合もございますので、事前にお問い合わせください。

ＮＰＯのための会計・税務 無料相談会【毎月 第3火曜日　13:30～16:00】
日常の会計処理から決算書類作成、税務に関する疑問など･･･
初歩的な疑問から専門的な相談まで、**南九州税理士会**の専門家が、日頃の悩みにお答えします!!

ＮＰＯのための労務管理 無料相談会【毎月 第3水曜日　13:30～16:00】
労働保険や社会保険の手続き、スタッフ雇用に関する疑問など、**熊本県社会保険労務士会**の専門家が、労務管理のご相談にお答えします!!

ＮＰＯのための資金づくり&法人運営 無料相談会【毎月 第4火曜日　13:30～16:00】
事業実施のために欠かせない助成金申請などの資金調達、事業計画や予算の立て方など、法人運営に関わる様々なお悩みに、**一般財団法人くまもと未来創造基金**のスペシャリストがお答えします!!